

壱岐市農業委員会定例会（令和2年7月）

議 事 録

1. 開催日時 令和2年7月22日（水） 午前9時
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 2階 第4会議室
3. 出席委員 …… 農業委員会会長 外 農業委員 18名
4. 欠席委員 無
5. 事務局職員 事務局長 …… 係長 …… 主事 ……
6. 議事日程
 - 第1. 議事録署名委員の指名 …委員 …委員
 - 第2. 議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第33号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第35号 壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について
 - 議案第36号 壱岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について
 - 議案第37号 農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第38号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について
 - 議案第39号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画変更（案）に関する意見について

7. その他

事務局

皆さん改めましてお早うございます。
先月は懇親会に、ご参加頂きましてありがとうございました。
定刻前ではありますけど、皆さんお揃いでありますので、只今より令和2年7月の農業委員会の総会を開催致します。
本日の出席委員は19名中19名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。
それでは、…会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

議長

【会長挨拶】

それでは、これより早速、議事に入らせて頂きます。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第1

8条第2項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させて頂いてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

本日の議事録署名委員は、・・委員、・・委員をお願いを致したいと思います。よろしくお願い致します。

なお、本日の会議書記には事務局の・・主事を指名致します。

それでは、日程第2の議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局より議案の説明を求めます。

事務局

はい、議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

13番 土地の所在

郷ノ浦町有安触 字海曲 地目 田 面積 1,975㎡

譲渡人

譲受人

経営地は、田が41,951㎡、畑が24,436㎡、計 66,387㎡です。

申請理由

譲渡人 自宅から離れており管理出来ないので、現に耕作している譲受人に売却する。

譲受人 譲渡人の要望により買い受けて引き続き耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、売買です。

審査基準の各号の「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に飼料・大豆、麦の作付けです。農機具はトラクター、歩行モア、タイヤショベル、コンバイン、軽トラを所有してあります。農作業暦は本人40年、妹20年です。通作距離は200m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農地所有適格化法人要件」、譲受人は個人であり、適用はありません。

「信託要件」、信託でないので適用はありません。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積を超えております。

「転貸禁止要件」、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり転貸には当たりません。

「地域との調和要件」ですが、申請地は今まで通り大豆を作付ける予定であり、周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと判断しております。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。7月20日に・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・委員。

・・・委員 担当の伊藤です。只今事務局から報告があった通りでございますが、・・・さんにおいては、現在繁殖牛25頭程度飼養されており、何ら問題はないというふうに思っておりますので、よろしくご審議の方をお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第32号13番は決定いたします。

続きまして、議案第33号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたしますが、2番は、・・・委員の関係の案件でございますので、会議規則第15条に従いまして、退席をお願いします。

----- (委員退席) -----

2番の説明を求めます。

事務局 はい、議案第33号「農地法第4条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

2番 土地の所在

芦辺町諸吉二亦触 字小水 ……の一部 地目 田
面積 531㎡のうち187㎡

同じく ……の一部 地目 田 面積1,759㎡のうち228㎡

計 田が2筆で 2,290㎡のうち415㎡

転用目的 農業用倉庫

申請人 ……

申請理由 現在経営しているアスパラガスの作業機械収納の為、申請地に農業用倉庫を建築し利用したいので申請します。というものです。

農用地区域内の農地で用途区分の変更が県の同意を得て、令和2年7月8日に完了をいたしております。

位置図、写真、配置図は3頁から5頁です。農用地区域変更の折（6月22日）に、・・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・委員。

・・・委員 皆さんお早うございます。6月の定例会時にご説明を致しました通り、申請

人の・・・さんは、家の周りのハウス21アールにアスパラガスを栽培されております。

そのハウスの横に農業用倉庫を建てたいという事でございます。

皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長

はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第33号2番は意見を付して進達致します。

----- (委員入席) -----

続きまして、議案第34号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、6頁をお願いします。

議案第34号「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

5番 土地の所在

郷ノ浦町有安触 字羽五六・・・・・・ 地目 田 面積 2,982㎡

同じく・・・・・・ 地目 田 面積 57㎡

同じく・・・・・・ 地目 田 面積 357㎡

計 田が3筆で 3,396㎡

転用目的 農業施設用地

譲渡人・・・・・・

譲受人・・・・・・

申請理由 申請地に牛舎及び堆肥舎を建築し利用したいので申請します。というものです。権利の設定内容は、贈与です。

農用地区域内の農地で用途区分の変更が県の同意を得て、令和元年7月8日に完了をいたしております。

位置図、写真、配置図は7頁から9頁です。農用地区域変更の折（令和元年6月17日）に、・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員

議長。

議長

はい、・・・委員。

・・・委員

この件については、先般許可を得て頂いておりましたので、本人に確認致しました所、土地の整備をしながら建築に向かっていくというふうに確認を致しております。45頭牛舎だそうでございますので、今現在40頭程度飼っておられます。株式会社として2名の共同でやっておりますので何ら問題はないというふうに考えておりますので、よろしくご審議の程お願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第34号5番は意見を付して進達致します。

続きまして、議案第35号「沓岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、10頁をお願いします。説明の前に議案の訂正をお願い致します。現況地目が田となっておりますが、違反転用の案件でありますので、雑種地に訂正願います。お手数をおかけしました。

議案第35号「沓岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の除外申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

4番 土地の所在、

芦辺町諸吉南触 字平毛 ……の一部 台帳地目 田 現況地目 雑種地 面積 4,396㎡のうち696㎡

4月の定例会の折に…委員さんより「4,396㎡という全体面積ですが、圃場整備地区ではありませんか。ただ単に4,396㎡という事ですか。」という質問がありましたが、全部事項証明書が無かった為に、明確な回答ではありませんでしたので、本日、報告させていただきます。国土調査の成果によりまして8筆が合筆してこのような面積なったようであります。圃場整備地区では無かったことを報告いたします。

除外目的、倉庫・作業場用地

申請人 ……

申請理由、申請地を、平成24年度頃から許可を受けずに大工作業場及び倉庫として利用していた。違反転用報告後、追認許可相当との連絡を受けたので、改めて申請します。というものです。位置図、写真、配置図は11頁から13頁です。

4月の定例会の折に違反転用についてご審議頂いた案件です。違反転用の追認許可が県の方から下りればやむを得ないというご意見でありましたので、違反転用事案報告書を県の農地利活用推進室へ提出しました所、令和2年5月14日付け、2農地活第1786号で長崎県農地転用指針の「処分等の判断基準」に基づき、総合的に判断した結果、追認許可相当と判断した通知がきておりますので、申し添えておきます。

違反転用事案報告の折(4月21日)に…委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

…委員 議長。

議長 はい、・・・委員。

・・・委員 お早うございます。担当の・・・です。今、事務局の方から報告があった通りです。やむを得ないというご審議を頂いておりました。

只今、県の方から追認許可相当として通知が来たという事でありますので、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第35号4番は意見を付して回答致します。

続きまして、議案第36号 「沓岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、14頁をお願いします。

議案第36号 「沓岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条同法施行令第10条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の用途区分変更申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

4番 土地の所在、

勝本町坂本触 字神田 ・・・・の一部 地目 畑

面積 616㎡のうち194㎡

変更の内容、農業用施設用地

申請人 ・・・・

申請理由、申請地に農業用倉庫を建築したいので、用途区分の変更を申請します。というものです。位置図、写真、配置図は15頁から17頁です。7月20日に・・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・委員。

・・・委員 皆さんお早うございます。担当の・・・です。只今、事務局から説明のあった通り7月20日に本人さんと立ち会いを致しました。

・・・さんが、農業用倉庫を建築したいという事でありました。

皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第36号4番は意見を付して回答致します。

続きまして、議案第37号 「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」と議案第38号 「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」は関連がございますので、一括上程いたしたいと思っております。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、議案第37号と議案第38号は関連がありますから、一括して説明させていただきます。18頁をお願い致します。

議案第37号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められております。

19頁の令和2年7月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積計画について（公社借入分）の一覧表のとおりでありまして、再度18頁をお願い致します。長崎県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画が、賃貸借権設定の5年間の田が1筆で1,330㎡、使用貸借権設定の5年間の田が2筆で4,639㎡です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、20頁をお願い致します。議案第38号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定による意見を求められております。21頁の令和2年7月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）についての一覧表のとおりでありまして、再度20頁をお願い致します。計画（案）につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画（案）は、議案第37号で説明致しました通りであります。

この計画（案）につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に掲げる各要件を満たしております。

なお、議案第37号の農用地利用集積計画の公告と、本配分計画（案）の決定は、同時施行と致します。

これによりまして、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定めて、県知事が利用配分計画を認可し、公告することによりまして、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れになります。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、皆様方の意見を求めるという事でありまして、何かございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第37号と議案第38号は原案のとおり決定いたします。その旨回答いたします。

続きまして、議案第39号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画変更（案）に関する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、22頁をお願い致します。議案第39号「農地中間管理事業におけ

る農用地利用配分計画変更（案）に関する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定により意見を求められています。

耕作者の変更になります。新しい委員さん方はご存じないかと思いますが、番号1から4につきまして、以前、前の柳田地区担当の・・・委員さんから中間管理機構を経由して農地を借りている土地が荒れているとのお話があったと思います。今回耕作者の変更の手続きが行われましたので、ご審議頂くものがあります。

既に農地中間管理機構が借り受けている農地

1番 壱岐市郷ノ浦町柳田触 字下柳田・・・・・・ 地目 田
面積 437㎡

2番 同じく・・・・・・ 地目 田 面積 1,003㎡

3番 同じく・・・・・・ 地目 田 面積 346㎡

4番 同じく・・・・・・ 地目 田 面積 209㎡

配分計画の変更内容

変更前・・・・・・

変更前契約期間 平成28年9月10日～令和2年4月3日まで

変更後・・・・・・

変更後契約期間 令和2年9月10日～令和8年9月9日まで

この計画変更（案）につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に掲げる各要件を満たしております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、皆様方の意見を求めるという事であり、何かございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第39号は原案のとおり決定いたします。その旨回答いたします。

議長

皆さん方から何かございましたら、ございませんでしょうか。それでは皆さん方からのご意見も無いようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】

大変お疲れでございました。